

四日市市告示第 431 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 7月 8日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	小古曾32号線	小古曾二丁目140-1	4.0~8.4	61.4
		小古曾二丁目140-1		
2	小古曾33号線	小古曾一丁目139-2	4.0~7.0	17.0
		小古曾一丁目138-2		
3	東坂部5号線	東坂部町字桜垣内2054	4.0	23.8
		東坂部町字桜垣内2055		
4	東坂部7号線	東坂部町字桜垣内1992-1	2.7~6.0	44.9
		東坂部町字桜垣内1992-1		
5	山分7号線	山分町字南山分13-2	5.7~9.5	3.6
		山分町字南山分13-2		
6	東阿倉川7号線	大字東阿倉川字宮ノ内435-8	4.5~5.0	13.0
		大字東阿倉川字宮ノ内435-9		
7	水沢本町3号線	水沢町字中谷5667-1	6.9~10.2	230.1
		水沢町字中谷5672		